

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年5月24日
【会社名】	株式会社乃村工藝社
【英訳名】	NOMURA Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 奥本 清孝
【本店の所在の場所】	東京都港区台場2丁目3番4号
【電話番号】	03(5962)1119
【事務連絡者氏名】	取締役 上席執行役員 前島 隆之
【最寄りの連絡場所】	東京都港区台場2丁目3番4号
【電話番号】	03(5962)1119
【事務連絡者氏名】	取締役 上席執行役員 前島 隆之
【縦覧に供する場所】	株式会社乃村工藝社 大阪事業所 (大阪府大阪市浪速区難波中2丁目10番70号 パークスタワー19階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2024年5月23日開催の当社第87回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定にもとづき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2024年5月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件  
期末配当に関する事項  
当社普通株式1株につき金27円とする。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件  
榎本 修次、奥本 清孝、林田 吉貴、原山 麻子、前島 隆之、君島 達己および松富 重夫の各氏を取  
締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役2名および補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  
安宅 騎一郎および伏見 泰治の両氏を監査等委員である取締役に、福田 厚氏を補欠の監査等委員で  
ある取締役に選任するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件  
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬（確定金額報酬）の総額を年額370百万円以  
内（うち社外取締役分は年額60百万円以内）、業績連動報酬（金銭報酬）の総額を年額80百万円以内  
とするものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件  
監査等委員である取締役の報酬等の総額を年額80百万円以内とするものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬および業  
績条件型譲渡制限付株式報酬に係る報酬決定の件  
取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の譲渡制限付株式報酬を年額60百万円  
以内（年12万株以内）、業績条件型譲渡制限付株式報酬を年額100百万円以内（年20万株以内）とす  
るものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果および賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	859,117	1,408	6	(注)1	可決 99.0
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件					
榎本 修次	821,652	38,809	69		可決 94.7
奥本 清孝	823,438	37,023	69		可決 94.9
林田 吉貴	844,419	16,042	69		可決 97.3
原山 麻子	844,444	16,017	69	(注)2	可決 97.3
前島 隆之	844,237	16,224	69		可決 97.3
君島 達己	845,836	14,625	69		可決 97.4
松富 重夫	845,864	14,597	69		可決 97.4
第3号議案 監査等委員である取締役2名および補欠の監査等委員である取締役1名選任の件					
安宅 騎一郎	830,145	30,068	311		可決 95.6
伏見 泰治	845,988	14,231	311	(注)2	可決 97.5
福田 厚	783,928	76,292	311		可決 90.3
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額改定の件	856,170	3,494	867	(注)1	可決 98.6
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件	856,706	2,886	939	(注)1	可決 98.7
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式報酬および業績条件型譲渡制限付株式報酬に係る報酬決定の件	857,526	2,899	106	(注)1	可決 98.8

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上